



大内義隆が黒川隆尚に出した加冠状

『新修宗像市史』中世部会から

加冠状

『宗像市史』史料編に収録されていない宗像社（宗像大社）の大宮司宗像氏に関する史料の一つに、聖心女子大学所蔵の黒川刑部少輔宛大内義隆加冠状があります※。加冠とは元服（成人）する男子に対し、名前を与える意味がありますが、この加冠状は宗像正氏に、大内義隆が自分の名前の一字「隆」を含む「隆尚」の名前を与えています。正氏は宗像社最後の大宮司宗像氏貞の父親になります。

加冠状には享禄五（一五三二）年と書かれています。同年の七月二十九日に天文と改元されています。大内義隆は改元後も、しばらく享禄の年号を使用していますので、年号が誤っているわけではありません。

大内義隆は周防国・長門国（山口県）、筑前国、豊前国などの守護でした。父親の大内義興は享禄元年十二月十日に五十二歳で亡くなっています。この後をついだのが子の義隆です。義隆は永正四（一五〇七）年十一月十五日に生まれていますので、天文元年は二十六歳でした。『宗像追考』には、宗像正氏（黒川隆尚）が明応九（一五〇〇）年に生まれたと書かれています。これを信じれば、天文元

年は三十三歳ということになります。



大内義隆加冠状

（聖心女子大学 現代教養学部 史学研究所蔵）

加冠 隆尚
享禄五年九月一日（大内義隆花押）
黒川刑部少輔殿

宗像正氏と大内義興

宗像正氏の名前がはじめてみえるのは、大永四（一五二四）年五月に大内氏の命令で、安芸国（広島県）の大野城を攻めた時の文書で、宗像四郎正氏と書かれています。宗像氏は代々「氏」の一字を使用しています。正氏も「氏」の一字を使

っていますが、「正」が「氏」の上に付いています。宗像氏の系図には、正氏が大内義興の父親大内政弘の孫なので初めは政氏と号したが、遠慮をして後に正氏と改めたと書かれているものがあります。政弘は明応四年九月十八日に五十歳で亡くなっていますので誤りでしょう。

大内氏は家臣に「正」の一字を与えています。残念ながら宗像正氏宛の加冠状は残されていませんが、正氏は「正」の一字を義興から与えられ、正氏と名乗った可能性があります。正氏は大内氏の武将として活躍しただけではなく、大内氏の奉行人でもあったように大内義興にとって大切な家臣でした。

黒川隆尚と大内義隆

黒川隆尚宛の大内義隆加冠状に戻ります。宗像正氏は義隆から「隆」の一字を与えられ、隆尚と改名しています。正氏が「正」の一字を大内義興から与えられていたとすれば、二度、加冠状を出された珍しい例になります。

黒川姓がはじめてみえるのも、大内義隆加冠状になります。『宗像記』『宗像追考』は、黒川隆尚が大内氏から深川庄と黒川庄を与えられたと書かれています。深川は山口県長門市、黒川は山口市内に地名が残されています。隆尚は黒川を与えられ館を構えたのでしょう。黒川鍋寿丸（宗像氏貞）は黒川館で生まれたとされています。隆尚は黒川にちなんで黒川姓を名乗ったとも考えられます。

大内氏一族の黒川氏

『歴名土代』には、天文十三年正月十日に黒川刑部少輔多々良隆尚が朝廷から従五位下の位に任命されたと書かれています。官位についてはふれませんが、多々良とは大内氏のこと、多々良隆尚とあることから隆尚が大内氏の一族とされていたことがわかります。

大内氏の系図には、鎌倉時代の大内氏当主大内弘貞の弟に黒川弘保が書かれているものがあります。大内氏一族黒川氏については不明な点が多いのですが、系図に書かれているように、大内氏一族の黒川氏という認識があったので、大内義隆が隆尚に大内氏一族である黒川姓をつがせたのではないのでしょうか。隆尚が大内氏一族とされたのは、加冠状が出された時にさかのぼることができます。

このように加冠状からは、天文元年に宗像正氏が大内義隆から一字を与えられ、隆尚と名乗るようになったことが明らかになります。この時、大内氏一族の黒川姓も与えられ、大内氏一族とされたのでしょう。大内義興の時から武将としてだけではなく、奉行人としても有能な働きをしている正氏に「隆」の一字を与え、大内氏の一族とすることで、主従関係を強めたと考えられます。

（中世部会 桑田和明）

※荻野三七彦「谷村一太郎蒐集 中世文書」『聖心女子大学論叢』五七、一九八一年。
『山口県史』史料編中世4五九三頁。和田秀作編『戦国遺文大内氏編』第三卷二四九七号。